

令和 8 年度 外国人材向け広告クリエイティブ作成業務に係る質問に対する回答

	質問	回答
1	外国人材を雇用する企業及び外国人材について、取材協力先として県から紹介してもらうことは可能か。	外国人材を雇用する企業及び外国人材については、取材協力先として県から紹介することも可能です。なお、取材に当たっては、企業及び取材対象者の意向等を踏まえて調整を行っていただきます。
2	ベトナム語及び英語翻訳に関して、県側にネイティブチェックが可能な担当者はいるか。また、該当担当者がいない場合、受託者にて作成・確認した翻訳内容を最終版として扱う認識でよいか。	ベトナム語及び英語翻訳に関して、県側にネイティブチェックが可能な担当者はおりません。翻訳内容については、受託者においてネイティブチェックを実施の上、最終版を作成してください。
3	「やさしい日本語」について、県として想定している基準やガイドラインがあれば教示されたい。(参考としている指針・マニュアル等があれば、併せて共有されたい。)	出入国在留管理庁・文化庁が作成している「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を参考にしてください。
4	仕様書内「予算の範囲内で言語追加や短尺版の提案可」との記載について、県としては、「対応言語数の拡充」又は「動画バリエーション(短尺版等)の充実」のいずれをより重視しているか。	「予算の範囲内で言語追加や短尺版の提案可」との記載については、いずれか一方を優先するものではなく、事業目的に照らして効果的な提案を求める趣旨です。そのため、ターゲットや活用方法を踏まえた上で、効果的と考えられる内容をご提案ください。
5	動画を公開する媒体について、動画の公開について SNS での情報発信を想定されているとのことであるが、具体的な媒体 (YouTube、Instagram、Facebook 等) およびアカウント名をご教示いただきたい。	現時点では、Facebook での広告配信等を想定しています。アカウント名は「Wakayama Employment Support / Work in Japan (外国人材雇用サポートデスク)」です。
6	事例集の取材数について、WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクホームページ上の既存の紹介記事を活用する場合、それは取材先企業 10 社にカウント可能かご教示いただきたい。	WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクホームページ上の既存の紹介記事を仕様書で規定している 10 社にカウント可能とします。ただし事例集作成に当たり、必要に応じて追加取材を行ってください。
7	事例集のターゲットについて、雇用事例集については内容の特質上、県内の雇用受入れ企業 (または受入れを検討中の企業) に向けた発信を想定することも可能であるか。(実施要領には、本事業のターゲットについて「国内外の外国人、留学生、保護者及び海外教育機関等	事例集のターゲットについて、海外の教育機関、学生及び保護者に加えて、県内の受入れ企業 (または受入れを検討中の企業) に向けた発信を想定することも可能とします。

	に対して」と記載されているため。)	
8	取材対象とする外国人材について、仕様書には「ベトナムを含む東南アジア及びその他アジア地域」と記載されているが、動画3本（建設業1本・製造業2本）の取材対象として、ベトナム人を含む複数のアジア国籍の方を提案することは可能かご教示いただきたい。	プロモーション動画の取材対象として、ベトナム人を含む複数のアジア国籍の方を提案することは可能です。
9	今回の取材対象となる外国人材について、日本語での意思疎通が可能な人物を想定しているとの理解でよろしいか。また、日本語での意思疎通が困難な場合、企業側に通訳や言語面でのサポートが可能な担当者はいるか。	取材対象となる外国人材については、日本語で一定の意思疎通が可能な人物を想定しています。なお、必要に応じて、企業側のサポートを得ながら調整を行うことを想定しています。
10	インタビュー動画については、取材対象者の母国語または希望する言語で話していただく想定か。それとも、日本語でのインタビューを想定しているか。	インタビューについては、日本語で質問し、取材対象者の母国語又は希望する言語で回答いただく形式を想定しています。ただし、取材対象者の日本語能力や本人の意向を踏まえ、日本語で回答いただくことも可能です。